

議案第62号

備前市リフレセンターびぜん設置条例の一部を改正する条例の制定について

備前市リフレセンターびぜん設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月5日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市リフレセンターびぜん設置条例の一部を改正する条例

備前市リフレセンターびぜん設置条例(平成17年備前市条例第172号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第13条、第15条関係)

区分		基本使用料			1時間当たり 冷暖房使用料
		9時～12時	12時～17時	17時～21時	
会議室	全室	1,000円	1,500円	1,500円	250円
	半室	500円	750円	750円	130円
教養文化室	全室	1,000円	1,500円	1,500円	250円
	半室	500円	750円	750円	130円
相談室		500円	750円	750円	130円
実習室		620円	1,000円	1,000円	250円
体育室	スポーツ以外 (全面使用)	3,770円	5,020円	5,020円	1,250円

卓球(1台につき)	1時間当たり130円	1時間当たり190円	1,250円
バドミントンほか(半面使用)	1時間当たり250円	1時間当たり380円	1,250円
その他のスポーツ(全面使用)	1時間当たり380円	1時間当たり500円	1,250円
照明(1列3灯につき)	1時間当たり110円		—

備考

- 1 使用時間区分を超えて連続して使用する場合は、それぞれの使用料の合計額とする。
- 2 使用者が入場料若しくはこれに類するものを徴収するとき又は営利、営業宣伝その他これに類する目的で使用するときは、基本使用料の2倍に相当する額を加算する。
- 3 この表に定める使用時間区分以外の時間における使用に係る使用料は、それぞれ1時間当たり、会議室及び教養文化室の全室については500円、会議室及び教養文化室の半室並びに相談室については250円、実習室については310円、体育室については1,880円とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。